

土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる事業主体が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成19年2月13日認可した。

平成19年2月23日

香川県知事 真 鍋 武 紀

事業主体	土地改良事業名
奥谷共同施行	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）奥谷地区
平岡新開共同施行	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）平岡地区
上牛池地区共同施行	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）下牛池地区